平成２３年（フ）第１０６３号
福岡市中央区地行３丁目５番13―2301号
債務者　來山　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０７５号
福岡市東区多の津５丁目12番９―305号
債務者　松江　和已
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８５号
福岡市博多区諸岡６丁目13番２号
債務者　今村　和代
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０９０号
福岡市南区弥永団地15番305号
債務者　後藤トシ子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１１１号
福岡市西区大字宮浦278番地
債務者　小笹　明子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１７７号
福岡市西区姪の浜１丁目14番28―401号
債務者　木村麻裕美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０５号
福岡市早良区内野４丁目11番10号
債務者　新川美惠子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２０号
福岡市南区井尻２丁目９番41号
債務者　松下　藍美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５９号
福岡市南区柳瀬１丁目39番10号
債務者　久保　雅章
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６７号
福岡市早良区室住団地56番305号
債務者　高山　哲雄
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８７号
福岡市博多区竹下２丁目７－１―103
債務者　大野　芳兼
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７０号
佐賀県武雄市山内町大字大野9069番地
債務者　中村　安秀
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第６４号
鹿児島県出水市高尾野町大久保5565番地５
債務者　小豆野愛子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原5305番地
債務者　大當ミホ子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地22アーバンライフＢ―１号室、前住所青森県三沢市平畑１丁目１番57号　木村アパートＡ号室
債務者　川口　博行
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
茨城県笠間市笠間1492番地17　ホーユーハイツ102号
債務者　伊澤　　脩
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３００号
茨城県水戸市東赤塚4345番地　県営赤塚アパート８棟２―５号、旧住所茨城県水戸市石川１丁目4002番地の２　サンルーム石川403号
債務者　藤井久美江
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０７号
茨城県水戸市中河内町211番地の４
債務者　舘　　香
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
水戸地方裁判所